403,600	375,100
381,300	351,200
353,300	325,700
359,000	328,200

」に改める。

別表第一のうち「政府代表部の表アフリカの項中「（アフリカ連合）」

920,000	890,000	842,000	815,900	776,800	711,600	646,400	581,200	529,000	503,000					
476,900	450,800	」を「（アフリカ連合）	840,000	820,000	779,900	756,700	721,900	663,900	605,900	547,900	501,500	478,300	455,100	432,000

」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二　住居手当の月額に係る控除率及び限度額（第二条関係）

一　大使館

地域	所在国	控除率	限度額 単位	号別 公使	1号	2号	3号	4号	5号
アジア	インド	15.5%	インド・ルピー	307,747	250,045	221,193	192,342	173,108	153,874
	インドネシア	10.9%	アメリカ合衆国ドル	5,091	4,137	3,659	3,182	2,864	2,864
	カンボジア	10.4%	アメリカ合衆国ドル	5,312	4,316	3,818	3,320	2,988	2,656
	シンガポール	6.3%	シンガポール・ドル	11,384	9,250	8,182	7,115	6,404	6,404
	スリランカ	20.0%	アメリカ合衆国ドル	2,765	2,246	1,987	1,728	1,555	1,382
	タイ	12.4%	タイ・バーツ	148,485	120,644	106,723	92,803	83,523	74,242
	大韓民国	14.3%	ウォン	5,238,274	4,256,097	3,765,009	3,273,921	2,946,529	2,619,137
	中華人民共和国	8.3%	アメリカ合衆国ドル	6,635	5,391	4,769	4,147	3,732	3,318
	ネパール	24.5%	アメリカ合衆国ドル	2,258	1,834	1,623	1,411	1,270	1,129
	パキスタン	12.9%	アメリカ合衆国ドル	4,301	3,494	3,091	2,688	2,419	2,150
	バングラデシュ	18.7%	アメリカ合衆国ドル	2,950	2,397	2,121	1,844	1,660	1,475
	東ティモール	12.8%	アメリカ合衆国ドル	4,334	3,522	3,115	2,709	2,438	2,167
	フィリピン	14.3%	アメリカ合衆国ドル	3,872	3,146	2,783	2,420	2,178	1,936
	ブータン	36.7%	アメリカ合衆国ドル	1,507	1,225	1,083	942	848	754
	ブルネイ	13.4%	シンガポール・ドル	5,400	4,388	3,881	3,375	3,038	2,700
	ベトナム	9.6%	アメリカ合衆国ドル	5,746	4,668	4,130	3,591	3,232	2,873
	マレーシア	27.3%	マレーシア・リンギ	8,882	7,216	6,384	5,551	4,996	4,441
	ミャンマー	7.5%	アメリカ合衆国ドル	7,394	6,007	5,314	4,621	4,159	4,159
	モルディブ	12.8%	アメリカ合衆国ドル	4,322	3,511	3,106	2,701	2,431	2,161
	モンゴル	24.0%	アメリカ合衆国ドル	2,302	1,871	1,655	1,439	1,295	1,151
	ラオス	20.2%	アメリカ合衆国ドル	2,739	2,226	1,969	1,712	1,541	1,370
大洋州	オーストラリア	16.7%	オーストラリア・ドル	5,146	4,181	3,698	3,216	2,894	2,573
	キリバス	16.4%	オーストラリア・ドル	5,240	4,258	3,766	3,275	2,948	2,620
	クック	19.1%	アメリカ合衆国ドル	2,896	2,353	2,082	1,810	1,629	1,448
	サモア	19.2%	アメリカ合衆国ドル	2,880	2,340	2,070	1,800	1,620	1,440
	ソロモン	14.8%	アメリカ合衆国ドル	3,738	3,037	2,686	2,336	2,102	1,869